

◆ 情報通信事業者等のオフィス開設や、レンタルオフィス等の利用に奨励金を交付します。

- オフィス開設に対して、1年間のオフィス賃借料・通信料の1/2を助成！
- レンタルオフィス等の利用も応援！最大180日間の施設利用料の1/2を助成！
- レンタルオフィス等の利用後、新たにオフィス開設する場合は、その両方を助成！



| 名 称  |         | オフィス開設等奨励金  |  |
|------|---------|---|--|
|      |         | オフィス開設事業  | 短期型オフィス利用事業  |
| 認定要件 | 対象者     | 市外に主たる事業所を有する法人   |  |
|      | 対象業種    | (1) 情報通信事業<br>通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、ただし、それぞれの業種において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く<br>(2) 研究開発事業<br>自然科学研究所、人文・社会科学研究所<br>(3) 専門技術サービスを提供する事業<br>デザイン業、著述・芸術家業、広告業、建築設計業、写真業 |  |
|      | 対象事業    | 市内に新たにオフィスを開設<br>※過去3年間、市内にオフィスを設置していないこと   | ・市内の短期型オフィス※を利用して業務をおこなう(月5日以上)。<br>※レンタルオフィスやシェアオフィス等で、賃貸借契約によらないもの |
|      | 常用雇用者数  | 5名以上(市内に住所を有すること)   | —  |
|      | 賃貸借契約期間 | 2年以上  | —  |
|      | その他要件   | ・法人設立日から3年を経過していること<br>・3年間継続して事業をおこなっていること<br>・交付決定日から3月を経過するまでに支店登記すること   | ・法人設立日から1年を経過していること<br>・1年間継続して事業をおこなっていること<br>・市内へのオフィス開設を検討すること    |
| 奨励金  | 算 式     | オフィス設置日から1年間の<br>・オフィス賃借料×1/2<br>※敷金、礼金、共益費、消費税等を除く<br>・通信料、回線使用料等×1/2<br>※消費税、地方消費税を除く   | 短期型オフィス利用日から180日間(最大)の施設利用料×1/2<br>※消費税、地方消費税を除く                     |
|      | 限度額     | ・オフィス賃借料:120万円<br>・通信料、回線使用料等:30万円  | 30万円   |

※一事業者につき、オフィス開設事業・短期型オフィス利用事業それぞれについて、交付は一回限り。

お問い合わせ先



倉敷市文化産業局商工労働部商工課水島港振興室

〒710-8565 倉敷市西中新田640

☎086-426-3408 FAX086-421-0121

port-mz@city.kurashiki.okayama.jp